

令和元年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

目 次

令和元年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況	1
・参考資料1 令和元年度 健全化判断比率の状況	2
・参考資料2 自治体財政健全化法 指標（数値基準）と対象範囲	3

令和元年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の状況について

健全化判断比率	(単位:%)			(参考)
	早期健全化基準	財政再生基準	丸亀市	平成30年度
○実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	12.08	20.0	— (-1.13)※	— (-0.75)※
○連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	17.08	30.0	— (-91.71)※	— (-65.31)※
○実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25.0	35.0	7.2	5.8
○将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350.0		1.9	— (-13.2)※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、また将来負担額がない場合、「実質赤字比率(%)」、「連結実質赤字比率(%)」、「将来負担比率(%)」は負の値で表示されます。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

公営企業における資金不足比率	(単位:%)	
	経営健全化基準	丸亀市
モーターボート競走事業会計	0.0	—
公共下水道特別会計	20.0	—
農業集落排水特別会計		—

自治体財政健全化法 指標(数値基準)と対象範囲

財政再生基準(国の管理下で再建)			20%	30%	35%		
早期健全化基準			12.08%	17.08%	25.0%	350.0%	20.0%
丸亀市			—	—	7.2%	1.9%	—
地方自治体	一般会計	①普通会計					
	特別会計	②公営事業会計					
	うち						
	③公営企業会計						
	④一部事務組合・広域連合						
⑤地方公社・第三セクター							

※公営企業会計ごとに算定

※公営企業会計のうちモーターボート競走事業会計の早期健全化基準(経営健全化基準)は0.00%である。

①普通会計	一般会計
②公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、 駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計、 介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計
③公営企業会計	モーターボート競走事業会計、 公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計
④一部事務組合・広域連合	中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合、 まんのう町外三ヶ市町山林組合、まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組合、 香川県広域水道企業団
⑤地方公社	丸亀市土地開発公社
⑤第三セクター	丸亀市福祉事業団、丸亀市体育協会、ミモカ美術振興財団、 香川県中部流通センター、中讃ケーブルビジョン